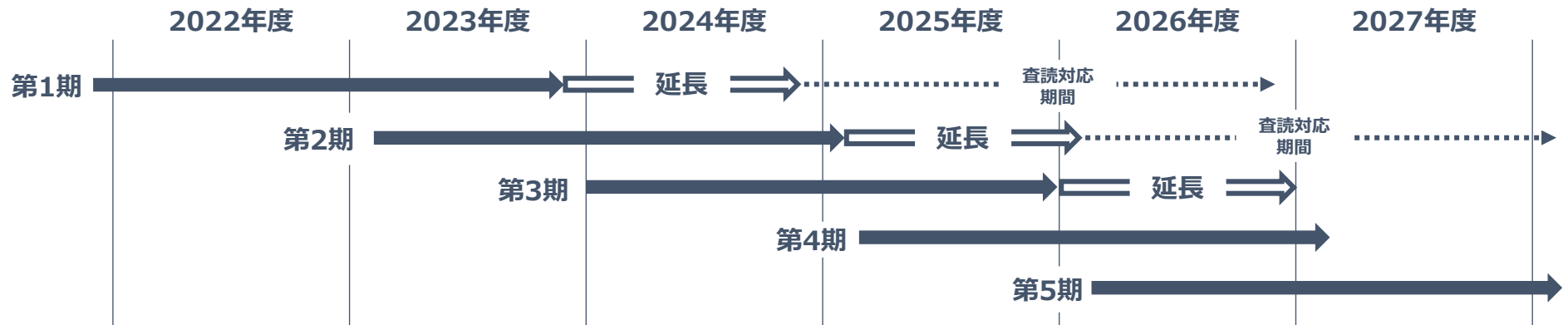


輸出入申告データを活用した共同研究について

2026年9月7日

輸出入申告データを活用した共同研究

実施時期	研究テーマ	研究チーム
第1期	輸出入申告データによる日本の貿易の実態解明と通商政策の影響に関する研究	神事直人教授（京都大学） ほか 6 名
	日本企業の建値通貨選択・為替パススルー・貿易数量の決定要因分析 ～企業内貿易の拡大は為替変動のインパクトを変えるのか？～	清水順子教授（学習院大学） ほか 5 名
第2期	輸出入申告データを用いた租税連脱・回避の研究	林正義教授（東京大学） ほか 3 名
	企業の生産性・競争力と国際ネットワーク：通関データと企業データを接合した実証分析	深尾京司教授（一橋大学） ほか 6 名
第3期	イノベーション、グローバリゼーションと雇用―企業間のネットワークの観点から	齊藤有希子教授（早稲田大学） ほか 4 名
	自由貿易協定・経済連携協定（EPA）による企業間貿易取引関係の再編	杉田洋一教授（慶應義塾大学） ほか 4 名
	日本とアジア・世界経済における自然災害・人的災害とサプライチェーンレジリエンス ：日本と諸外国の輸出入申告データと企業データを接合した実証研究	澤田康幸教授（東京大学） ほか 5 名
第4期	日本企業のオフショアリングとリショアリングに関する実証研究	神事直人教授（京都大学） ほか 4 名
	我が国企業の国際競争力の強化・向上を通じた国際収支構造の改善	伊藤萬里教授（青山学院大学） ほか 3 名
第5期	貿易建値通貨選択と為替パススルー：地政学リスクとサプライチェーン変容が及ぼす影響	佐藤清隆教授（横浜国立大学） ほか 4 名



共同研究について

財務総合政策研究所との「共同研究」

- 輸出入申告データを、**輸出入者の秘密の保護を確保した上で、財務省の政策の検討に資するため**の学術研究に活用するため、
 - 財務省の所掌に係る政策その他の内外経済に関する基礎的又は総合的な統計的研究について、
 - 個票データへのアクセスを行う研究者を財務総合政策研究所の客員研究官（国家公務員）として任用し、
 - 財務総合政策研究所との共同研究として実施する。

個票データ等の利用に際しての基本原則

【財務省の行政目的に沿った利用】

- 個票データ等の利用目的が、財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な統計的研究であること。

【研究結果の公表における配慮】

- 利用者は、個票データ等が秘密の保護が強く求められるものであることを認識し、適切な税関行政の執行への影響に十分留意する必要があることを踏まえ、適切に取り扱う必要がある。
- 研究等の成果の公表に当たっては、第三者による個別の輸出入業者等の識別や個票データから得られる情報の取得が可能とならないように十分配慮し、当該情報を明らかにしない。

共同研究の開始から終了までの流れ

研究開始

- 【客員研究官の委嘱】:輸出入申告データの個票データ利用者は**国家公務員としての守秘義務**を負う
- 【政府統計個票利用手続】:研究に必要な政府統計個票に限り、客員研究官委嘱手続完了後に利用申請手続を開始
- 【データの利用期間】:原則2年間
- 【分析PCの利用】:**財務総研の分析PC(オフライン端末)でのみ個票データの利用が可能**(1営業日前までに利用予約)

研究期間

- 【**中間生成物の持ち出し確認**】:ガイドライン規定の標準的チェック内容(客体数が10未満、最大値・最小値等の個社識別情報等を含まない等)を満たしていることが確認されたものに限り、分析PCからの持ち出し可(分析結果等は第三者に閲覧・利用等させない)
- 【**論文等の公表前審査**】:研究成果等の公表を予定する場合には、新規の研究成果の場合には1か月以上前までに財務省に公表予定の成果物を提出し、財務省内の公表前審査を経ることが必要(審査事項を満たさない場合は公表を禁止される場合がある)

研究終了

- 【**再検証等に必要なデータの移管**】:将来における研究等の成果に必要な文書、データ及びプログラムを財務省へ移管
- 【**中間生成物等の消去**】:利用者が保有する中間生成物は、データや印刷物等の保存形式を問わず全て消去し、データ措置報告書を財務省へ提出する(※政府個票を利用した中間生成物は移管・保存ができないことに留意)

査読対応期間

- 【**査読付学術誌に研究成果等を投稿している場合**】:
研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等进行分析する必要がある場合に限り、個票データの利用が認められる(客員研究官の委嘱、データの利用は査読誌より改訂指示を受けた場合に限られ、再投稿前には公表前審査を経る必要)

輸出入申告データの極めて高い機密性

共同研究等に使用する輸出入申告データのイメージ(輸入申告の例)

輸入申告番号	申告申請年月日	仕出人名	輸出入者番号	輸出入者英字名	NACCS品目コード	インボイス価格	インボイス通貨コード	運賃	関税課税標準額	関税額	関税課税標準数量	関税課税標準単位
123456789000	2014/01/01	SOY SAUCE INTERNATIONAL LTD	1234567890123-9000	ZAIMUSOKEN CO., LTD	2103100005	200,000	JPY	50,000	250,000	18,000	2,000	KG
234567890100	2016/05/15	KAWARA S.A.	2345678901234-0000	KANZEIKYOKU CO., LTD	6905100005	2,000	USD	500	273,750	5,475		5MT
345678901200	2020/12/31	BALL LLP	3456789012345-0000	SMART ZEIKAN LLC	9506320003	2,000	EUR	500	324,550	0	2,500	NO

(注) 上記輸入申告データイメージは財務省において作成した架空のもの。仕出人や輸出入者は実在しない。

個社の特定が可能な情報

個社の取引上の秘密情報

※ 税関の輸出入申告情報は行政記録情報(いわゆる「業務統計」)であり、統計法において研究目的での調査票情報の提供方法が定められている統計(いわゆる「調査統計」とは異なる。

極めて高い機密性

公表・漏洩してしまうと、個社の損害のみならず、関税・税関行政の執行に大きな影響
⇒ データの機密性を確保することを大前提として、スキームを構築

個票データ及び分析結果等の利用方法

1. 個票データ

- 利用者は、財務総合政策研究所職員又は客員研究官に任用された者に限る。
- 財務総合政策研究所内にある特定の端末(オフライン端末)でのみ利用可能。別の記憶装置等への複写及び保存は不可。

2. 分析結果等

- 中間生成物のうち、ガイドラインに示されたチェック内容を満たしていることを財務省が確認したものは、「分析結果等」としての利用及び財務総合政策研究所の施設外への持ち出しが可能。
- 第三者に分析結果等の閲覧、利用、保管及び管理をさせない。
- 分析結果等を利用、保管及び管理をしている端末等については、不正対策プログラムを導入し、不正アクセス等を防止するための措置を講じる。

共同研究の実施者

共同研究の実施者

個票データ利用者

- ・ 個票データへのアクセス可
- ・ 財務総合政策研究所の客員研究官に任用
(既に財務総合政策研究所職員である場合を除く)
- ・ **国家公務員法上の守秘義務の対象**
- ・ 利用申出に際して最低1名必要

分析結果等利用者

- ・ 個票データへのアクセス不可
(個々の申告情報を含まない個票データ分析結果のみアクセス可)
- ・ 客員研究官の任用なし
⇒国家公務員法上の**守秘義務の対象外**

財務総合政策 研究所職員

- ・ 個票データ提供
 - ・ データ内容に関する説明
 - ・ 持ち出し確認
 - ・ 公表に向けた審査等手続
- 等

利用申出者は原則5名以内。ただし、共同研究の実施期間内の研究目的達成のために必要不可欠な場合には、当該上限を超える人数の参加を認める。

他の統計の個票データ等との照合

- 他の統計の個票データ等との照合は、個別の輸出入業者等を識別することを目的・手法としない統計的研究であれば可能。
- 利用申請は、共同研究の実施決定後、統計法第32条又は第33条第1項第1号に基づき、財務総合政策研究所職員と共同して、当該統計の所管官庁に対して行う。
- 当該個票データの利用規則上、利用が制限される場合や申請手続きに一定期間を要する可能性があるため、研究計画の作成段階において、利用者自身で当該個票データの利用規則等を確認いただく。

研究成果の公表

個票データ利用申出の要件

個票データの利用期間(原則2年間)内に、学術論文等の形で公表される予定であること。

確認及び報告会の開催

1. 公表前に、下記の事項についての確認を行う(ガイドライン第11)。

- ① 当該研究等の成果とあらかじめ承諾された**申出書の内容が整合的**であるか。
- ② 情報公開法第5条第6号に規定される、**不開示情報**として取り扱うこととされる情報が含まれないか。
- ③ 輸出入業者等の秘密の保護の観点から**ガイドライン別紙に定めるチェック内容**を満たしているか(ただし、分析手法や客体に応じて、チェック内容を付加する場合がある)。
- ④ ガイドライン第3の1(2)の「**個票データ等を用いた研究等の成果の公表における配慮事項**」に違反する内容が含まれないか。

2. 別途、財務省職員を交えた「研究報告会」を実施。

輸出入申告データを活用した共同研究

- 共同研究の成果物は、**フィナンシャル・レビュー3本、財務総研DP7本、NBER Working Paper6本**のほか、大学のDP等で公表されており、日本経済学会・国際経済学会等で報告・発表されている。
- 2025年以降、**査読付学術誌**にも論文が**6本**掲載されている。

フィナンシャル・レビュー (2026年3月)

「GVCとレジリエンス」
(第3期澤田教授チーム)

財務総研DP (2026年2月)

「Protecting Subsidiaries from Exchange
Rate Risk: The Role of Ownership Ratios
in Invoice Currency Choices」
(第1期清水教授チーム)

NBER Working Paper (2025年5月)

「Invoicing of Japanese Exports and
Imports: Analysis of Granular Data by
Industry and by Country」
(第1期清水教授チーム)

査読付学術誌

Journal of the Japanese and International Economies (2025年3月)

「Margins, concentration, and the performance of firms in international trade: Evidence from Japanese Customs data」
(第1期神事教授チーム)

Journal of the Japanese and International Economies (2025年12月)

「Invoicing Currency and Exchange Rate Pass-Through in Japanese」
(第1期清水教授チーム)

Economics Letters (2025年12月)

「Quality trade and transportation costs」
(第1期神事教授チーム)

The World Economy (2026年2月)

「Diversification in Trade and Foreign Investment and Resilience to the COVID-19 Shock: Firm-Level Evidence Using Japanese Customs Data」
(第1期神事教授チーム)

Journal of International Money and Finance (2026年8月)

「Invoice currency choice in intra-firm trade: a transaction-level analysis of Japanese automobile exports」
(第1期清水教授チーム)

IMF Economic Review (2026年8月)

「U.S. Dollar Dominance Revisited: New Findings from Japanese Firms' Invoice Currency Choices」
(第1期清水教授チーム)

(参考)行政データの利活用(政府方針)

- ✓ 「**経済財政運営と改革の基本方針2021**」 (令和3年6月18日閣議決定)
政府のデータ戦略に基づき、政策課題に対応するデータを特定・発掘し、その活用・共有を前提としたデータ設計・整備を行い、整備されたデータの最大限の利活用を図る

- ✓ 「**新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版**」 (令和6年6月21日 閣議決定)
3. 行政保有データの利用制約の緩和
EBPMを推進するためには、行政保有データを行政機関の外部の大学等の研究者が学術研究のために利用することを円滑化し、その成果が政策立案に活用されることが不可欠である。このため、以下の取組を実施する。
① 税務・関税データを政策の検討のために学術研究に活用する取組も参考としつつ、
雇用保険、厚生年金等の行政の業務ごとに、取得・保有するデータを学術研究目的で利用・提供する方法について、年内を目途に結論を得る。

- ✓ 「**新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版**」 (令和7年6月13日 閣議決定)
(3) 行政保有データの利用制約の緩和
EBPMを推進するためには、行政保有データを行政機関の外部の大学等の研究者が学術研究のために利用することを円滑化し、その成果が制作立案に活用されることが不可欠である。
このため、税務・関税・レセプトデータを政策検討のために学術研究に活用する取組も参考としつつ、行政が取得・保有する個人情報の学術研究目的の利用・提供方法のユースケースとして、雇用保険及び厚生年金のデータを学術利用できる環境を早期に整備する。